

## 前橋市水道局水道管布設整備要望による配水管整備実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の給水区域において水道管布設整備要望（以下「布設要望」という。）に応じ、前橋市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が実施する配水管整備について定め、安全安心な水道水を安定的に供給することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水区域 前橋市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年前橋市条例第52号）第2条第2項に定める給水区域をいう。
- (2) 配水管 水道水を需要者へ供給するために布設された公設水道管をいう。
- (3) 給水管 前橋市水道事業給水条例（平成5年前橋市条例第19号）に規定する給水装置のうち、配水管から分岐して設けられた水道管をいう。
- (4) 布設要望 給水区域における土地において水道を使用するために、配水管の整備を管理者に求める要望者（以下「要望者」という。）が行う要望をいう。
- (5) 布設要望対象道路 道路として形態を成し公衆の用に供されている道路等（ただし、布設要望対象道路に係る土地は公有地に限る。）で、要望者が水道を使用したい土地に接し、布設要望により配水管の要望を求める道路をいう。

### (採択条件)

第3条 管理者が配水管整備の実施を採択する場合の布設要望は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 布設要望対象道路に、配水管が整備されていないこと。
- (2) 要望者は、個人であること。
- (3) 要望者が水道を使用したい土地の用途は、現に給水を受けていない一般戸建て住宅（開発行為、ミニ開発的な土地分譲、賃貸住宅等の営利目的に類する行為は、除く。）であること。
- (4) 整備する配水管の口径は、原則として50ミリメートル以上とする。
- (5) 整備する配水管の延長は、水道施設の技術的基準を定める省令を考慮の上、決定するものとし、衛生確保の観点からその上限は、200メートルとする。
- (6) 整備する配水管の管末位置は、当該土地の給水管の分岐可能な最短距離とし、管理者が決定する。
- (7) 配水管並びに布設要望対象道路及びその周辺の道路において、配水管整備の施工及び施工後の運用が支障なく行えることを確認できること。
- (8) 布設要望に係る配水管整備の実施時期については、管理者が要望申請状況や予

算を勘案し、決定することについて、了承していること。

2 布設要望対象道路内に、本市の所有ではない給水管（以下「私有給水管」という。）が布設されている場合は、前項の条件のほか、新設配水管の布設工事に伴う当該私有給水管の撤去（配水管からの分岐元で閉栓すること及び埋設廃止することをいう。）又は新設配水管への繋ぎ替えに関し、要望者が当該私有給水管の使用者等から承諾を得ていることを条件とする。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者が配水管整備の実施が必要であると認める特段の事情がある場合は、この限りでない。

（事前相談）

第4条 要望者は、布設要望について、管理者に事前に相談（以下「事前相談」という。）を行うものとする。

2 要望者は、前項の規定による事前相談に当たっては、前条に規定する採択条件を満たしていることを確認するために、管理者が求める資料を提供するものとする。

3 管理者は、第1項の規定による事前相談を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、前条に規定する採択条件を満たしていることを確認するものとする。

（申請）

第5条 要望者は、布設要望の採択を受けようとするときは、水道管布設整備要望書（以下「要望書」という。）（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、管理者に申請しなければならない。

（1）建築確認済証の複写（添付図面一式）

（2）公図の複写

（3）全部事項証明書の複写

2 第3条第2項に規定する条件を満たしていることを証するため要望書に添付する書類は、私有給水管の撤去又は新設配水管への繋ぎ替え承諾書（様式第2号）とする。

（布設要望の受理及び採択）

第6条 管理者は、布設要望の申請があった場合、添付書類に不備がないときは、第3条第1項の採択条件を満たしていることを確認した上で、申請を受理し、当該布設要望を採択し、予算の範囲において、新設配水管の整備を実施するものとする。

（新設配水管整備等の費用負担）

第7条 この要綱の規定に基づき実施する配水管整備に係る費用（次条第2項の費用を除く。）は、管理者が負担する。

（布設要望に係る給水装置工事申込等及び費用負担）

第8条 要望者は、新設配水管の整備が完了したときには、速やかに給水装置工事の申込の申請を行い、水道の使用を開始しなければならない。

2 前項に規定する給水装置の工事に要する費用は、要望者が負担する。  
(補則)

第9条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。